

## 52

課等名: (教育部教育総務課)

※落札者の入札価格に100分の10に相当する額を加算した金額が落札額である。



## 58

課等名: (建設部都市計画課)

※落札者の入札価格に100分の10に相当する額を加算した金額が落札額である。

## 59

課等名: (建設部区画整理課)

※落札者の入札価格に100分の10に相当する額を加算した金額が落札額である。

## 60

課等名：（上下水道部水道工務課）

※落札者の入札価格に100分の10に相当する額を加算した金額が落札額である。

